



2020年3月5日

各 位

上場会社名 積水ハウス株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 仲井 嘉浩
(コード番号 1928 東証・名証 市場第一部)

本社所在地 大阪市北区大淀中一丁目1番88号

問合せ先

責任者役職名 IR部長
氏 名 吉田 篤史
TEL (06) 6440-3111

定款の一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2020年4月23日開催予定の当社第69回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 取締役の経営責任をより明確にし、株主の皆様の信任機会を増やすとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、第21条(取締役の任期)を変更するものです。
- (2) コーポレートガバナンスの一層の強化に向けて、経営体制の透明化と説明責任の明確化を図ることを目的に、相談役制度を廃止するため、第23条(役付取締役・相談役)を変更するものです。
- (3) 建設業の許可に係る業種区分が見直され、「解体工事業」が新設されたことに伴い、第2条(目的)を変更するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙(新旧対照表)のとおりです。

3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日 2020年4月23日(木曜日)

(2) 定款変更の効力発生日 2020年4月23日(木曜日)

(注) 上記の内容につきましては、2020年4月23日開催予定の当社第69回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～3. (条文省略)</p> <p>4. 土木工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、建具工事、水道施設工事<u>及び</u>消防施設工事の請負及び施工</p> <p>5.～25. (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1.～3. (現行どおり)</p> <p>4. 土木工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、建具工事、水道施設工事、<u>消防施設工事及び解体工事</u>の請負及び施工</p> <p>5.～25. (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、任期の満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、任期の満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(役付取締役・相談役)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p><u>② 取締役会は、その決議により相談役を置くことができる。</u></p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

以 上